

# ハートがたくさんの村づくり Vol.206

差別のない、人への思いやりを大切にする、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

6月1日は、「人権擁護委員の日」です！

## ◆人権擁護委員とは…

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人達です。人権擁護委員制度は、さまざまな分野の人達が地域の中で人権尊重思想を広め、住民の人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから創設されています。

現在は、約14,000人の委員が全国の各市町村に配置されており、南阿蘇村にも6人の人権擁護委員

がいます。

人権擁護委員法が施行された日(昭和24年6月1日)を記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日の前後に特設人権相談所の開設や地域住民の皆さんに人権の理解を深めてもらうための人権啓発活動の実施など、全国各地で取り組みを展開しています。

人権擁護委員は、あなたの相談相手です。

## ◆例えばこんなとき…

- ・名誉やプライバシーが侵害された
  - ・セクシャルハラスメントやパワーハラスメントを受けた
  - ・いじめや体罰を受けた
  - ・暴行や虐待を受けた
  - ・差別を受けた など
- 困ったときには、気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守されます。

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。 総務課 人権政策係 TEL0967 (67) 1111

## 地球温暖化対策 -脱炭素社会の実現に向けて- Vol.14

### ゼロカーボン・アクションくまもと●36●

地球温暖化が進めば、猛暑日や大雨の増加、農作物の生育不良など、私たちの暮らしに大きな影響をもたらす可能性があります。

これ以上の温暖化を防ぐため、CO<sub>2</sub>の排出実質ゼロに向け、熊本県のホームページでは、各家庭で実践していただきたい取組「ゼロカーボン・アクションくまもと36」とそのCO<sub>2</sub>削減効果、経済的なメリットを「見える化」した「くまもとゼロカーボン行動ブック」を公開しています。また、行動ブックは、役場水・環境課窓口でも配布していますので、ぜひ、ゼロカーボンに向けた取組の参考にさせていただきますようお願いいたします。



〈問い合わせ〉水・環境課 環境保全係 TEL0967 (67) 3176